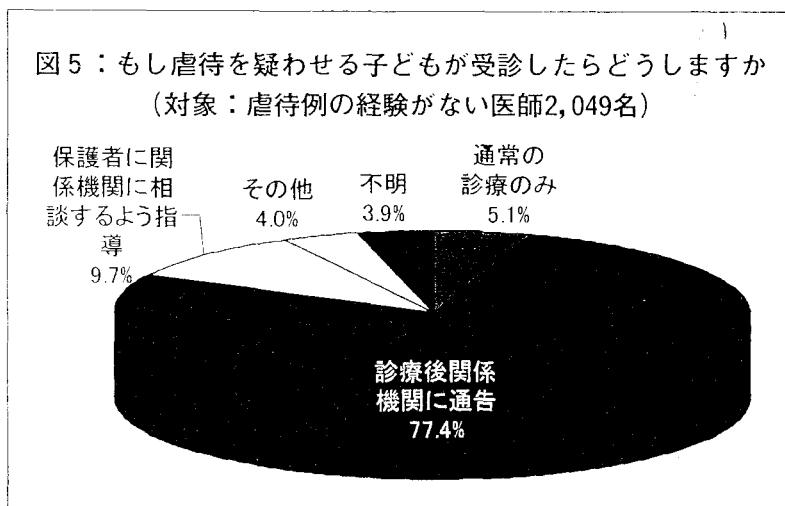
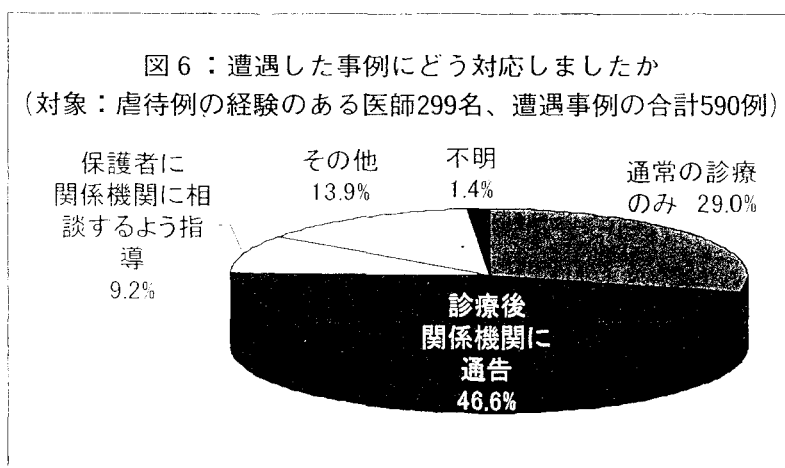


た場合どのような対応をされますか」という質問への回答は、「通常の診療のみ」が5.1% (104/2,049)、「診療後関係機関に通告する」が77.4% (1,586/2,049)、「保護者に関係機関に相談するように指導する」が9.7% (198/2,049)であった(図5)。



(2) 児童虐待例に遭遇した経験のある医師

児童虐待例に過去に遭遇した経験のある医師299名を対象とした「遭遇した事例ごとにその対応についてお答えください」という質問への回答は、「通常のみ診療」が29.0% (171/590)、「診療後関係機関に通告した」が46.6% (275/590)、「保護者に関係機関に相談するように指導した」が9.2% (54/590)であった(複数例経験のある医師があり、事例数は計590例となっている)(図6)。



7：過去に遭遇された児童虐待例の内訳

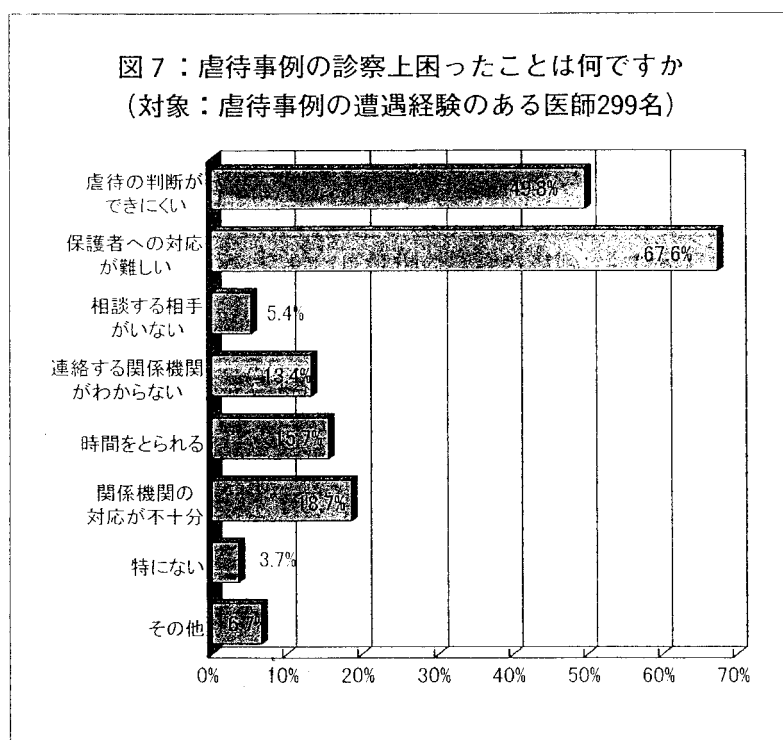
児童虐待例に遭遇した経験のある医師299名を対象に、遭遇した例数、虐待の種類、虐待事例への対応で困惑した点などについて質問した。

「今までに何例遭遇されましたか」という質問の回答は、1例が44.5% (133/299)、2例が25.4% (76/299)、3例が15.1% (45/299)、4例が4.3% (13/299)、5例以上が8.7% (26/299)であった。

遭遇された虐待例の総数は590例であった。虐待の種類では、身体的虐待が70.7% (417/590)、ネグレクトが13.4% (79/590)、心理的虐待が5.9% (35/590)、性的虐待が3.1% (18/590)であった。

虐待例に遭遇した時期は、最近1年以内が20.0% (119/590)、1～3年前が28.6% (169/590)、3～5年前が17.3% (102/590)、5年以上前が30.8% (182/590)であった。

「児童虐待の事例を診察して困られたことは何ですか(複数回答可)」という質問に対する回答は、「虐待の判断ができにくい」が49.8% (149/299)、「保護者への対応が難しい」が67.6% (202/299)、「相談する相手がいない」が5.4% (16/299)、「連絡する関係機関がわからない」が13.4% (40/299)、「時間をとられる」が15.7% (47/299)、「関係機関の対応が不十分」が18.7% (56/299)などであった(図7)。



IV：考察

今回のアンケート調査の回収率は37.3%とやや低めであったが、診療科別では小児科の回収率は57.0%であり、児童虐待に対する関心の程度や日常診療で小児を診察している割合などにより診療科により回収率に差がみられたものと考えられる。

回答していただいた2,348名の先生方と回答なしの3,943名の先生方との間にグループとして差異があるのかどうかは不明であり、今回の調査結果の分析が必ずしも広島県医師会全体の実情を反映しているとはいえないが、上記の調査結果をもとに若干の考察を加える。

児童虐待例の過去の遭遇経験に関して、診療科ごとに経験の有無を調査すると、図3のように小児科医の54.0%、脳神経外科医の36.0%、精神神経科医の29.0%に遭遇経験がある。内科医では4.0%、外科医では7.0%のみが虐待例を経験している。しかし虐待例を経験した299医の内訳では、多い順に、小児科111医、内科40医、精神神経科35医、外科26医、整形外科25医、脳神経外科16医、皮膚科12医であり、実際の虐待事例の経験数としては内科が第2位、外科が第

4位をしめている(図4)。内科、外科で小児を診察している割合は不明であるが、多くの虐待事例が内科、外科を受診しているものと推察される。

児童虐待例の遭遇経験のある医師の方が、経験のない医師に比べて、児童虐待への関心度が高く、児童虐待に関する知識、児童虐待等に関する法律に関する知識が豊富であることは調査結果からも明らかであるが、児童虐待の発生要因、その防止策、医師として取り組むべき課題に関する質問の回答には、虐待例の経験の有無による差はなかった。

児童虐待例への対応については、「診療後関係機関に通告する」という回答が、虐待例の経験のない医師では77.4%を占めているが、経験のある医師では46.6%であった(図5、図6)。教科書的には通告するのが当たり前であるが、実際の事例に遭遇した時には通告できなかったという複雑な事態になっている。図7に示すように、虐待事例の診察上困ったこととして、「保護者への対応が難しい」「虐待の判断ができにくい」「関係機関の対応が不十分」「時間をとられる」「連絡する関係機関がわからない」「相談する相手がいない」などの回答から、虐待例に遭遇した医師が問題を一人で抱え込んで、関係機関に気軽に相談できなかったという状況がうかがわれる。

今回の調査では、主に過去5年間の虐待例の遭遇経験を調査した。この中には児童虐待の防止等に関する法律(平成12年11月20日施行)が制定される以前の事例が50%以上含まれており、ほとんどの事例は広島県内の32医療機関よりなる虐待相談・診療協力医療機関ネットワークが本格的に機能する以前のものであった。現在では、児童相談所を中心に、弁護士会、子ども虐待ホットライン広島(民間ボランティア団体)、協力医療機関ネットワークの連携のもとに、虐待事例へのきめ細かい対応が効果的に行われ、被虐待児およびその家族への対応が積極的になされる事例も数例でてきている。

V: おわりに

広島県地域保健対策協議会児童虐待対策特別委員会の今後の課題は、現在32医療機関で構成されている虐待相談・診療協力医療機関ネットワークをさらに充実させ、新たに協力していただけの医療機関を募るとともに、このネットワークに関する広報活動を広く展開し、一般地域医療機関(かかりつけ医療機関)や保育園・幼稚園・学校関係者および保護者が気軽に相談できる窓口を広島県医師会内に設置することにある。さらに、児童虐待対応マニュアルを作成し、医師を対象とした研修会や事例検討会を開催し、児童相談所を中心とした各関係機関の連携をさらに深めることが緊急の課題である。

文献:

- 1) 田中義人: 児童虐待・思春期対策特別委員会一児童虐待部会報告書(平成14年度)一。広島医学 56(2): 798-799, 2003.
- 2) 田中義人、石井トク: 子育て支援体制検討特別委員会一育児に関するアンケート調査結果報告(第一報)一。広島医学, 49(2): 1555-1564, 1996.
- 3) 田中義人、横尾京子、新田康郎、桑原正彦、川本功一、永井大介: 働いている母親の育児に関する悩み。保育と保健, 3(2): 59-60, 1998.
- 4) 田中義人: おかあさんの本音。保育と保健, 5(2): 60-62, 2000.
- 5) 田中義人: 子どもの虐待。広島小児保健, 14: 2-11, 2001.

＜平成16年度子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院＞

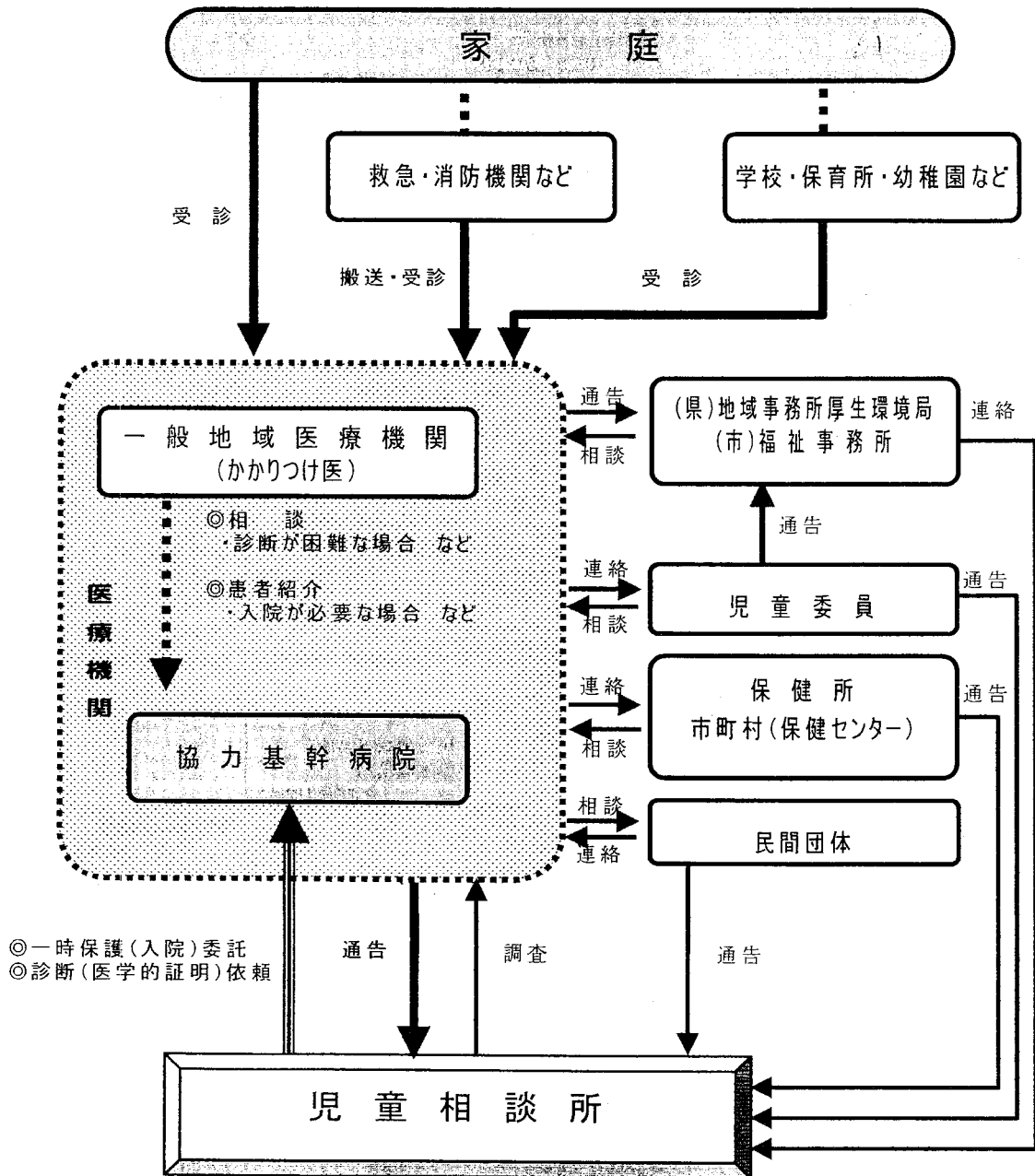
病 院 名	担 当 者	部 署・役 職	電 話 番 号
国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	岸 高 正	小児科医長	082-292-1271 (代)
広島市立舟入病院	久 保 重 子	小児心療科主任技師	082-232-6195 (代)
広島市立広島市民病院	伊予田 邦 昭	小児科主任部長	082-221-2291 (代)
広島赤十字・原爆病院	西 美 和	副院長	082-241-3111 (代)
医療法人あかね会土谷総合病院	脇 千 明	小児科部長	082-243-9191 (代)
広島通信病院	川 野 妙 子	小児科医長	082-224-5308 直
広島鉄道病院	松 浦 良 二	小児科部長	082-262-1177 直
総合病院福島生協病院	徐 清 一	小児科部長	082-292-3171 (代)
県立広島病院	福 原 里 恵	新生児科医長	082-254-1818 (代)
マツダ株式会社マツダ病院	柏 弘	小児科部長	082-565-5026 直
独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	田 中 丈 夫	小児科医長	0823-22-3111 (代)
独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院	清 水 浩 志	小児科部長	0823-72-7171 (代)
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	溝 口 信 行	小児科医長	0823-22-2111 (代)
独立行政法人国立病院機構 福山医療センター	池 田 政 憲	小児科系部長	084-922-0001 (代)
日本鋼管福山病院	村 上 暢 子	小児科小児神経専門部長	084-945-3106 (代)
尾道市立市民病院	佐 藤 正 義	小児科医長	0848-47-1155 (代)
厚生連 尾道総合病院	佐々木 伸 孝	小児科主任部長	0848-22-8111 (代)
公立みつぎ総合病院	横 山 泰 三	小児科医長	08487-6-1111 (代)
総合病院 三原赤十字病院	福 本 晃	総務課人事係主任	0848-64-8111 (代)
日立造船健保組合 因島総合病院	松 原 恒 則	小児科医師	08452-2-2552 (代)
独立行政法人国立病院機構 大竹病院	岡 島 宏 易	小児科医長	0827-57-7151 (代)
済生会広島病院	西 尾 陽 介	小児科医長	082-884-2566 (代)
厚生連 廣島総合病院	中 島 千 恵 子	小児科主任部長	0829-36-3111 (代)
広島医療生活協同組合 広島共立病院	東 浩 一	小児科医長	082-879-1111 (代)
広島市立安佐市民病院	和 合 正 邦	小児科主任部長	082-815-5211 (代)
厚生連 吉田総合病院	守 屋 真	小児科医師(副部長)	0826-42-0636 (代)
独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	下 田 浩 子	小児科部長	082-423-2176 (代)
県立安芸津病院	江 口 恭 慈	小児科部長	0846-45-0055 (代)
公立世羅中央病院	大 北 和 彦	小児科医長	0847-22-1127 (代)
厚生連 府中総合病院	駒 澤 徹	小児科	0847-45-3300 (代)
総合病院 庄原赤十字病院	大 谷 英 之	小児科医師	0824-72-3111 (代)
市立三次中央病院	大 西 博 之	小児科医長	0824-65-0101 (代)

協力基幹病院は、連絡先を公表し、各関係機関からの相談に応じて、子どもの虐待等の問題を抱えた家庭に対応し、支援する役割を担います。

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく通告先一覧(16.6.17現在)

居住(所在)区分	福祉事務所		児童相談所
	市町(福祉事務所)	県(地域事務所)	
大竹市	大竹市福祉事務所 0827(59)2148	広島地域事務所 厚生環境局 0829(32)1181	中央児童相談所 082(254)0381
廿日市市	廿日市市福祉事務所 0829(20)0001		
安芸郡:府中町、海田町、熊野町、坂町 佐伯郡:大野町、湯来町、宮島町			
呉市	呉市福祉事務所 0823(25)3482	呉地域事務所 厚生環境局 0823(22)5400	中央児童相談所 呉分室 0823(24)6824
豊田郡:安浦町、川尻町、豊浜町、豊町 安芸郡:江田島町、音戸町、倉橋町、 蒲刈町 佐伯郡:能美町、沖美町、大柿町			
安芸高田市	安芸高田市福祉事務所 0826(42)5615	芸北地域事務所 厚生環境局 082(814)3181	
山県郡			
竹原市	竹原市福祉事務所 0846(22)3544	東広島地域事務所 厚生環境局 0824(22)6911	
東広島市	東広島市福祉事務所 082(420)0934		
賀茂郡			
豊田郡:大崎上島町	大崎上島町福祉事務所 08466(2)0301		
豊田郡:安芸津町			
三原市	三原市福祉事務所 0848(67)6042	尾三地域事務所 厚生環境局 0848(64)2322	福山児童相談所 084(951)2340
尾道市	尾道市福祉事務所 0848(25)7113		
因島市	因島市児童課 08452(6)6210		
豊田郡:本郷町、瀬戸田町 御調郡、世羅郡			
福山市	福山市児童部子育て支援課 084(928)1053	福山地域事務所 厚生環境局 084(921)1311	
府中市	府中市福祉事務所 0847(43)7148		
沼隈郡、深安郡、神石郡			
三次市	三次市福祉事務所 0824(62)6148	備北地域事務所 厚生環境局 0824(63)5181	三次児童相談所 0824(63)5181
庄原市	庄原市子育て支援センター 08247(3)0051		
甲奴郡、比婆郡			
広島市	中福祉事務所	082(504)2569	広島市児童相談所 082(263)0694
	東福祉事務所	082(568)7734	
	南福祉事務所	082(250)4131	
	西福祉事務所	082(294)6342	
	安佐南福祉事務所	082(831)4945	
	安佐北福祉事務所	082(819)0605	
	安芸福祉事務所	082(821)2813	
佐伯福祉事務所	082(943)9732		

医療機関を中心とした子ども虐待対応のためのネットワーク概念図



地対協・児童虐待対策特別委員会から本会に提言

広島県医師会常任理事 堀江正憲

年々増加する「子ども虐待」の早期発見・早期対応のため、広島県地域保健対策協議会では平成14年に「児童虐待対策特別委員会」を設置し、以来3年間、この問題について協議検討を重ねてきた。特別委員会が今年度をもって終了となるため、来年度から広島県医師会に新設される「母子保健推進委員会(仮称)」に事業の引き継ぎを要請する提言書をまとめ、平成17年3月22日(火)に碓井静照広島県医師会長に手渡した。次のとおり、提言書の内容を報告する。

事業報告書

広島県医師会への提言

広島県地域保健対策協議会
児童虐待対策特別委員会

委員長 田中義人

はじめに

平成12年の児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の施行後、児童虐待に関する住民の理解や意識は向上してきた。それに伴い広島県内の児童相談所における虐待相談件数も増加の途をたどり、なおかつ困難事例が増加してきた。平成16年4月には児童虐待防止法が、同年11月には児童福祉法も改正され、虐待防止に向けた制度の充実・強化が図られつつある。

そこで年々増加する児童虐待の早期発見・早期対応のために、広島県地域保健対策協議会では平成14年度より児童虐待対策特別委員会を設け、医療機関が他の専門機関や民間団体との協力体制の下に連携を深め、より効果的に児童虐待に対応することを目的とした、広島県内の32医療機関よりなる虐待相談・診療協力機関ネットワークを構築した。このネットワークの紹介も含め、児童虐待対策特別委員会の3年間の活動内容を報告する。

結論(提言)

1 医師の意識啓発

医師は、学校での健診や日常の診療の場で、子どもや保護者と接する機会を有しており、子どもや保護者の不自然さや違和感に「気



碓井会長に提言書を手渡す堀江常任理事

づく”ことが可能である。しかしながら、実際にその“気づき”を児童の安全の確保や子育て中の保護者への支援に結びつけるためには、“気づく”ための日頃からの「意識(視念)」の醸成と気づいた場合の保護者への適切な「助言」、あるいは関係機関への「連絡(通告)」が必要である。

身体的虐待や心理的虐待については、外傷や親子間の状況から比較的気づきやすいと言われているものの、当特別委員会が実施したアンケート調査の結果からは、その“気づき”が、必ずしも関係機関へ適切に連絡されているとは言いがたい。また、子ども虐待のひとつであるネグレクト(養育の怠慢・放棄。子どもの健康管理や治療に対する保護者の怠慢・放棄の場合、医療ネグレクトとされる。)の場合には、それに“気づく”ことさえ難しく、診療に当たって細心の注意が必要であるとともに、複数の関係機関との情報交換や共有により、初めて子ども虐待である可能性が明らかになると言われている。

このたび、このマニュアルを作成・配布することとなったが、これをひとつの指針として、健診あるいは診療の場における気づきの視点を持つことの重要性、保護者への助言や関係機関との連携の必要性、さらには通告義務と守秘義務の関係等について研修を実施し、医師ひとり一人の意識啓発を図ることが必要である。

2 子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院の継続登録と公表

子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院(以下「協力基幹病院」という。)は、通告が難しいと言われている医療機関からの情報を円滑に関係機関に連絡し、関係機関と連携し児童の安全を確保するなど、子ども虐待防止に寄与することを目的として、当特別委員会において検討し設置されたものである。

このような取り組みは全国的にも例を見ず、協力基幹病院の理解と協力があって初めてなし得るものであるが、協力基幹病院は、今後の本県の医療分野における子ども虐待防止対策の中核的機能を担うものであり、引き続き機関登録へのご協力をお願いしたい。

なお、登録後は、地域の医療機関や児童問題に関わる関係機関・者との一層の連携を推進するため、当該病院名の積極的な公表が必要である。

3 子ども虐待対策連絡会議の継続開催

子ども虐待防止に向けた取組みが全国域で行われるためには、協力基幹病院が相互に連携するとともに、各地域では協力基幹病院を中心に関係機関とのネットワークが構築され、多角的かつ一体的な支援が行われることが効果的である。

現在、当特別委員会では、協力基幹病院や関係者で構成する「子ども虐待対策連絡会議」を設置

し、具体的な子ども虐待への対応事例の検証や子ども虐待防止に向けた研修、情報交換を行っているが、急増する子ども虐待問題に早急に対応するために、その要となる「子ども虐待対策連絡会議」の継続開催が必要不可欠である。

また、連絡会議が有効に機能するためには、連絡会議の運営を総括する事務局の役割が重要であり、引き続き、県医師会において担っていただくことをお願いしたい。

(地域医療課)

JPPNW理事会・総会及び 広島県支部総会開催のお知らせ

JPPNW理事会

とき 4月16日(土) 午後3時～4時
ところ 広島医師会館 6階第1会議室

広島県支部総会

とき 同月 午後4時10分～4時25分
ところ 同会議室

JPPNW総会

とき 同月 午後4時25分～5時45分
ところ 同会議室

(国際交流室)

子どもの笑顔・家族の幸せ

～子どもの虐待早期発見・対応マニュアル～



子どもたちの笑顔 みんなの宝

子育て支援 デンタルネグレクトからの気付き

平成17年3月

社団法人 広島県歯科医師会